

523160

昭和二十七年二月十六日 第七五三二号 附録

昭和二十七年一月官報目録

本紙 第七四九五号から 第七五二七号まで 第四号まで

凡例

1. 公文件の上の数字は番号を示す。
2. 件名以下の数字の上段は掲載日、中段は号外番号、下段は頁を示す。
3. 叙任及び辞令以下の各記事は主要のものに掲載する。
4. 掲載外目録は特価号外に掲載する。

<p>政令</p> <p>一 農林省治安警察官令 二 日号外 三 三三</p> <p>二 日本政府在外事務所設置令の一部改正 三 一七</p> <p>三 行政機關職員定員法の一部改正 三 三三</p> <p>四 終戦処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員各行政機関別の定数を定める政令の一部改正 三 一八</p> <p>五 沖繩関係事務整理に伴う戸籍・取給等の特別措置に関する政令の一部改正 三 一八</p> <p>六 鉱工品質改良会及び繊維貿易公同聯合会の一部改正 三 一八</p> <p>七 予算決算及び会計令の一部改正 三 二一</p> <p>條約</p> <p>一 国際労働機関協章 三 一七</p> <p>府令</p> <p>● 総務府</p> <p>一 警務予備隊の職員給与等に関する府令の一部改正 三 一八</p> <p>● 法務府</p> <p>一 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正 三 一〇</p> <p>二 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正 三 一〇</p> <p>三 戸籍法施行規則の一部改正 三 一七</p>	<p>六 連合国財産である株式の回復に関する登記取扱手続を廃止する府令</p> <p>七 ドイツ財産管理に関する登記取扱手続の一部改正 三 一五</p> <p>● 外務省</p> <p>一 外務省組織規程の一部改正 三 一七</p> <p>二 日本政府在外事務所において徴収する手数料の額を定める政令の一部改正 三 一七</p> <p>● 大藏省</p> <p>一 輸入申告書の様式を定める政令 三 一七</p> <p>二 特別損害補償料率に係る保険の目的の範囲及び損害補償料率の周知等に関する省令 三 一七</p> <p>三 大藏省組織規程の一部改正 三 一七</p> <p>● 文部省</p> <p>一 文部省組織規程の一部改正 三 一七</p> <p>● 厚生省</p> <p>一 麻薬取締法施行規則の一部改正 三 一五</p> <p>二 医薬品供給規則の一部改正 三 一五</p> <p>三 実業法施行規則の一部改正 三 一五</p> <p>● 農林省</p> <p>一 農林省組織規程の一部改正 三 一五</p> <p>● 通商産業省</p> <p>一 「エックス」登録検査定規則の一部改正 三 一五</p>	<p>二 通商産業省組織規程の一部改正 三 一五</p> <p>三 自動車競技法施行規則の一部改正 三 一五</p> <p>四 非鉄金属等精製調査規則の一部改正 三 一五</p> <p>● 運輸省</p> <p>一 中小企業等協同組合による倉庫証券発行の許可等に関する省令 三 一五</p> <p>二 自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則の一部改正 三 一五</p> <p>三 水先法施行規則の一部改正 三 一五</p> <p>四 運輸省組織規程の一部改正 三 一五</p> <p>● 運輸省 建設省</p> <p>一 道庁選送調査規則 三 一五</p> <p>● 建設省</p> <p>一 地方建設局組織規程の一部改正 三 一五</p> <p>本部令</p> <p>● 経済安定本部</p> <p>一 経済安定本部組織規程の一部改正 三 一五</p> <p>二 蘭検定手数料規程の一部改正 三 一五</p> <p>● 人事院</p> <p>九一八 初任給、昇格、昇給等の基準に関する件の一部改正 三 一五</p> <p>● 会計検査院</p> <p>一 会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部改正 三 一五</p>	<p>二 会計検査院事務総局定員規則 三 一五</p> <p>● 公益事業委員会</p> <p>一 電気に関する定期報告規則 三 一五</p> <p>● 地方財政委員会</p> <p>一 地方税法施行規則の一部改正 三 一五</p> <p>二 地方団体に對し交付すべき期和二十六年度分の地方財政平衡交付金の額の交付時期等の特例に関する規則 三 一五</p> <p>● 鐵道監理委員会</p> <p>一 放逸法施行規則の一部改正 三 一五</p> <p>告示</p> <p>● 総務府</p> <p>一 連合国財産の返還等に関する政令により財産を引き返す命令 三 一五</p> <p>二 連合国財産の返還等に関する政令により財産を引き返す命令 三 一五</p> <p>三 連合国財産管理人員解任 三 一五</p> <p>四 村の境界変更(埼玉縣) 三 一五</p> <p>六 (一) (大分縣) 三 一五</p> <p>五 町村の境界変更(埼玉縣) 三 一五</p> <p>六 (四) (大分縣) 三 一五</p> <p>七 村を町とする処分(秋田縣天町町) 三 一五</p> <p>八 所属未定地の編入(滋賀縣) 三 一五</p> <p>九 村の廢置(分合)(和歌山縣) 三 一五</p> <p>一〇 (五) (滋賀縣) 三 一五</p>
--	---	---	---

昭和二十七年一月官報目録

日号	日号	日号	日号
一七九	一八〇	一八一	一八二
一八三	一八四	一八五	一八六
一八七	一八八	一八九	一九〇
一九一	一九二	一九三	一九四
一九五	一九六	一九七	一九八
一九九	二〇〇	二〇一	二〇二
二〇三	二〇四	二〇五	二〇六
二〇七	二〇八	二〇九	二一〇
二一一	二一二	二一三	二一四
二一五	二一六	二一七	二一八
二一九	二二〇	二二一	二二二
二二四	二二五	二二六	二二七
二二九	二三〇	二三一	二三二
二三三	二三四	二三五	二三六
二三七	二三八	二三九	二四〇
二四二	二四三	二四四	二四五
二四七	二四八	二四九	二五〇
二五二	二五三	二五四	二五五
二五七	二五八	二五九	二六〇
二六二	二六三	二六四	二六五
二六七	二六八	二六九	二七〇
二七二	二七三	二七四	二七五
二七八	二七九	二八〇	二八一
二八三	二八四	二八五	二八六
二九〇	二九一	二九二	二九三
二九七	二九八	二九九	三〇〇
三〇三	三〇四	三〇五	三〇六
三〇九	三一〇	三一〇	三一〇
三一三	三一四	三一五	三一六
三一七	三一八	三一九	三二〇
三二二	三二三	三二四	三二五
三二七	三二八	三二九	三三〇
三三三	三三四	三三五	三三六
三三九	三四〇	三四一	三四二
三四四	三四五	三四六	三四七
三四九	三五〇	三五〇	三五〇
三五三	三五四	三五五	三五六
三五七	三五八	三五九	三六〇
三六二	三六三	三六四	三六五
三六八	三六九	三七〇	三七〇
三七三	三七四	三七五	三七六
三七七	三七八	三七九	三八〇
三八三	三八四	三八五	三八六
三八七	三八八	三八九	三九〇
三九三	三九四	三九五	三九六
三九九	四〇〇	四〇一	四〇二
四〇三	四〇四	四〇五	四〇六
四〇九	四一〇	四一一	四一二
四一三	四一四	四一五	四一六
四一七	四一八	四一九	四二〇
四二二	四二三	四二四	四二五
四二七	四二八	四二九	四三〇
四三三	四三四	四三五	四三六
四三七	四三八	四三九	四四〇
四四二	四四三	四四四	四四五
四四七	四四八	四四九	四五〇
四五二	四五三	四五四	四五五
四五七	四五八	四五九	四六〇
四六二	四六三	四六四	四六五
四六八	四六九	四七〇	四七〇
四七三	四七四	四七五	四七六
四七八	四七九	四八〇	四八一
四八三	四八四	四八五	四八六
四八七	四八八	四八九	四九〇
四九二	四九三	四九四	四九五
四九九	五〇〇	五〇一	五〇二
五〇三	五〇四	五〇五	五〇六
五〇九	五一〇	五一〇	五一〇
五一三	五一四	五一五	五一六
五一七	五一八	五一九	五二〇
五二二	五二三	五二四	五二五
五二七	五二八	五二九	五三〇
五三三	五三四	五三五	五三六
五三九	五四〇	五四一	五四二
五四四	五四五	五四六	五四七
五四九	五五〇	五五一	五五二
五五五	五五六	五五七	五五八
五六〇	五六一	五六二	五六三
五六六	五六七	五六八	五六九
五七二	五七三	五七四	五七五
五七九	五八〇	五八一	五八二
五八七	五八八	五八九	五九〇
五九三	五九四	五九五	五九六
五九九	六〇〇	六〇一	六〇二
六〇三	六〇四	六〇五	六〇六
六〇九	六一〇	六一〇	六一〇
六一三	六一四	六一五	六一六
六一七	六一八	六一九	六二〇
六二二	六二三	六二四	六二五
六二八	六二九	六三〇	六三〇
六三三	六三四	六三五	六三六
六三九	六四〇	六四一	六四二
六四三	六四四	六四五	六四六
六四九	六五〇	六五一	六五二
六五三	六五四	六五五	六五六
六五七	六五八	六五九	六六〇
六六二	六六三	六六四	六六五
六六八	六六九	六七〇	六七〇
六七三	六七四	六七五	六七六
六七七	六七八	六七九	七八〇
七八三	七八四	七八五	七八六
七八七	七八八	七八九	七九〇
七九二	七九三	七九四	七九五
七九九	八〇〇	八〇一	八〇二
八〇三	八〇四	八〇五	八〇六
八〇九	八一〇	八一一	八一二
八一三	八一四	八一五	八一六
八一九	八二〇	八二一	八二二
八二三	八二四	八二五	八二六
八二九	八三〇	八三一	八三二
八三三	八三四	八三五	八三六
八三九	八四〇	八四一	八四二
八四三	八四四	八四五	八四六
八四九	八五〇	八五一	八五二
八五三	八五四	八五五	八五六
八五七	八五八	八五九	八六〇
八六二	八六三	八六四	八六五
八六八	八六九	八七〇	八七〇
八七三	八七四	八七五	八七六
八七八	八七九	八八〇	八八一
八八三	八八四	八八五	八八六
八八七	八八八	八八九	八九〇
八九二	八九三	八九四	八九五
八九九	九〇〇	九〇一	九〇二
九〇三	九〇四	九〇五	九〇六
九〇九	九一〇	九一一	九一二
九一三	九一四	九一五	九一六
九一九	九二〇	九二一	九二二
九二三	九二四	九二五	九二六
九二九	九三〇	九三一	九三二
九三三	九三四	九三五	九三六
九三九	九四〇	九四一	九四二
九四三	九四四	九四五	九四六
九四九	九五〇	九五〇	九五〇
九五三	九五四	九五五	九五六
九五七	九五八	九五九	九六〇
九六二	九六三	九六四	九六五
九六八	九六九	九七〇	九七〇
九七三	九七四	九七五	九七六
九七八	九七九	九八〇	九八一
九八三	九八四	九八五	九八六
九八七	九八八	九八九	九九〇
九九二	九九三	九九四	九九五
九九九	一〇〇〇	一〇〇一	一〇〇二

無線局承認(電波監理委員会所屬)

八(海上保安庁所屬)

九(日本国有鉄道所屬)

一〇(海上保安庁所屬)

一一(海上保安庁所屬)

一二(海上保安庁所屬)

一三(海上保安庁所屬)

一四(海上保安庁所屬)

一五(海上保安庁所屬)

一六(海上保安庁所屬)

一七(海上保安庁所屬)

一八(海上保安庁所屬)

一九(海上保安庁所屬)

二〇(海上保安庁所屬)

二一(海上保安庁所屬)

二二(海上保安庁所屬)

二三(海上保安庁所屬)

二四(海上保安庁所屬)

二五(海上保安庁所屬)

二六(海上保安庁所屬)

二七(海上保安庁所屬)

二八(海上保安庁所屬)

二九(海上保安庁所屬)

三〇(海上保安庁所屬)

三一(海上保安庁所屬)

三二(海上保安庁所屬)

三三(海上保安庁所屬)

三四(海上保安庁所屬)

三五(海上保安庁所屬)

三六(海上保安庁所屬)

三七(海上保安庁所屬)

三八(海上保安庁所屬)

三九(海上保安庁所屬)

四〇(海上保安庁所屬)

四一(海上保安庁所屬)

四二(海上保安庁所屬)

四三(海上保安庁所屬)

四四(海上保安庁所屬)

四五(海上保安庁所屬)

四六(海上保安庁所屬)

四七(海上保安庁所屬)

四八(海上保安庁所屬)

四九(海上保安庁所屬)

五〇(海上保安庁所屬)

五一(海上保安庁所屬)

五二(海上保安庁所屬)

五三(海上保安庁所屬)









●通商産業省	一	輸入公表の一部改正(第一四八回)	七
	二	▲(第五二回)	三
	三	▲(第一回)	三
	四	電気用品の型式承認	三
	五	熱管理に関する第二回短期研修の時期、場所等	三
	六	指定輸入自動車等販売規則に基き、登録販売業者が備える帳簿に記載しなればならない事項指定	三
	七	可右規則に基き、登録販売業者が業務の状況に関して提出しなければならない報告書指定	三
	八	輸入公表(第一四九回)	三
	九	▲(第二回)	三
	一〇	▲(第五十五回)	三
	一一	▲(第四回)	三
	一二	▲(第五回)	三
	一三	電気事業主任技術者資格検定期間による第一次試験の施行に関する件	三
	一四	自転車競走、選手及び自転車登録規程の一部改正	三
	一五	(一参照)	三
	一六	(一参照)	三
	一七	(一参照)	三
	一八	(一参照)	三
	一九	(一参照)	三
	二〇	(一参照)	三
	二一	(一参照)	三
	二二	(一参照)	三
	二三	(一参照)	三
	二四	(一参照)	三
	二五	(一参照)	三
	二六	(一参照)	三
	二七	(一参照)	三
	二八	(一参照)	三
	二九	(一参照)	三
	三〇	(一参照)	三
	三一	(一参照)	三
	三二	(一参照)	三
	三三	(一参照)	三
	三四	(一参照)	三
	三五	(一参照)	三
	三六	(一参照)	三
	三七	(一参照)	三
	三八	(一参照)	三
	三九	(一参照)	三
	四〇	(一参照)	三
	四一	(一参照)	三
	四二	(一参照)	三
	四三	(一参照)	三
	四四	(一参照)	三
	四五	(一参照)	三
	四六	(一参照)	三
	四七	(一参照)	三
	四八	(一参照)	三
	四九	(一参照)	三
	五〇	(一参照)	三
	五一	(一参照)	三
	五二	(一参照)	三
	五三	(一参照)	三
	五四	(一参照)	三
	五五	(一参照)	三
	五六	(一参照)	三
	五七	(一参照)	三
	五八	(一参照)	三
	五九	(一参照)	三
	六〇	(一参照)	三
	六一	(一参照)	三
	六二	(一参照)	三
	六三	(一参照)	三
	六四	(一参照)	三
	六五	(一参照)	三
	六六	(一参照)	三
	六七	(一参照)	三
	六八	(一参照)	三
	六九	(一参照)	三
	七〇	(一参照)	三
	七一	(一参照)	三
	七二	(一参照)	三
	七三	(一参照)	三
	七四	(一参照)	三
	七五	(一参照)	三
	七六	(一参照)	三
	七七	(一参照)	三
	七八	(一参照)	三
	七九	(一参照)	三
	八〇	(一参照)	三
	八一	(一参照)	三
	八二	(一参照)	三
	八三	(一参照)	三
	八四	(一参照)	三
	八五	(一参照)	三
	八六	(一参照)	三
	八七	(一参照)	三
	八八	(一参照)	三
	八九	(一参照)	三
	九〇	(一参照)	三
	九一	(一参照)	三
	九二	(一参照)	三
	九三	(一参照)	三
	九四	(一参照)	三
	九五	(一参照)	三
	九六	(一参照)	三
	九七	(一参照)	三
	九八	(一参照)	三
	九九	(一参照)	三
	一〇〇	(一参照)	三

道運輸営業廃止ほか一件について	二
▲(津軽鉄道株式会社ほか三社の旅客貨貨改訂について)	二
▲(長岡鉄道株式会社ほか一社の旅客及び貨物運賃改訂について)	二
国際観光ホテル整備法によるホテル(旅館)の登録	二
船舶用機関等騒音状況報告書の再式指定	二
告示の廃止(道路運送車両の保安基準第二九條第四項の標識を指定する件)	二
名称を変更した倉庫営業業者(七尾港海陸運株式会社)	二
営業所を変更した倉庫業者(東京海興業株式会社)	二
(一参照)	二
自動車型式指定規則による指定自動車製作者からの名称変更の届出	二
昭和二十七年科学技術應用研究補助金の交付の申請書の提出期限	二
昭和二十七年工業化試験補助金の同右	二
(一参照)	二
(二参照)	二
公有水面埋立法施行令による港湾指定の件の一部改正	二
(一参照)	二
(二参照)	二
暴風警報発信所所廃止(浜田區横濱発信所の夜間暴風警報のあけおろし開始)	二
(土佐港ノ良燈台暴風警報発信所設置(釣掛燈台等))	二

海上保安庁	二
無効になつた海抜免状	二
水先人免許	二
(一参照)	二
航路標識の新設、改廃、その船舶の航行に關して必要な事項	二
(一参照)	二
(二参照)	二
(三参照)	二
(四参照)	二
航空庁	二
酒體中の平塚航空燈台等点燈	二
郵政省	二
逓送郵便物として差し出すことのできる五円通常葉書発行	二
郵便局移転、改称(横須賀若松)	二
(一参照)	二
(二参照)	二
(三参照)	二
(四参照)	二
(五参照)	二
(六参照)	二
(七参照)	二
(八参照)	二
(九参照)	二
(一〇参照)	二
(一一参照)	二
(一二参照)	二
(一三参照)	二
(一四参照)	二
(一五参照)	二
(一六参照)	二
(一七参照)	二
(一八参照)	二
(一九参照)	二
(二〇参照)	二
(二一参照)	二
(二二参照)	二
(二三参照)	二
(二四参照)	二
(二五参照)	二
(二六参照)	二
(二七参照)	二
(二八参照)	二
(二九参照)	二
(三〇参照)	二
(三一参照)	二
(三二参照)	二
(三三参照)	二
(三四参照)	二
(三五参照)	二
(三六参照)	二
(三七参照)	二
(三八参照)	二
(三九参照)	二
(四〇参照)	二
(四一参照)	二
(四二参照)	二
(四三参照)	二
(四四参照)	二
(四五参照)	二
(四六参照)	二
(四七参照)	二
(四八参照)	二
(四九参照)	二
(五〇参照)	二
(五一参照)	二
(五二参照)	二
(五三参照)	二
(五四参照)	二
(五五参照)	二
(五六参照)	二
(五七参照)	二
(五八参照)	二
(五九参照)	二
(六〇参照)	二
(六一参照)	二
(六二参照)	二
(六三参照)	二
(六四参照)	二
(六五参照)	二
(六六参照)	二
(六七参照)	二
(六八参照)	二
(六九参照)	二
(七〇参照)	二
(七一参照)	二
(七二参照)	二
(七三参照)	二
(七四参照)	二
(七五参照)	二
(七六参照)	二
(七七参照)	二
(七八参照)	二
(七九参照)	二
(八〇参照)	二
(八一参照)	二
(八二参照)	二
(八三参照)	二
(八四参照)	二
(八五参照)	二
(八六参照)	二
(八七参照)	二
(八八参照)	二
(八九参照)	二
(九〇参照)	二
(九一参照)	二
(九二参照)	二
(九三参照)	二
(九四参照)	二
(九五参照)	二
(九六参照)	二
(九七参照)	二
(九八参照)	二
(九九参照)	二
(一〇〇参照)	二

羽浜郵便局を特定郵便局長を長とする郵便局でないものとする件	二
一三 郷土郵便局等を同右閉鎖中の郵便局を同右改称の上再開(横浜住吉町)	二
一四 郵便局分室廃止(相馬中村郵便局分室)	二
一五 ▲(安都中央郵便局水テル洛陽内分室)	二
(四参照)	二
(六参照)	二
簡易郵便局廃止(湯立)	二
(一上欄)	二
(一参照)	二
特殊通信目附印使用(第七回國民体育大会記念)	二
(五参照)	二
(三参照)	二
(一五参照)	二
(三参照)	二
(九参照)	二
(三参照)	二
閉鎖中の簡易郵便局再開(奥野田)	二
電気通信省	二
船舶託送券之普及設置(第六百零九号)	二
▲(第六生丸等)	二
船舶託送券受所の施設事項変更(丸丸)	二
無線電報取扱所之施設事項変更(丸丸)	二
▲(第五万丸等)	二
無線電報取扱所設置(US TQ10)	二
▲(夕雲丸等)	二
▲(日豊丸)	二
(三参照)	二
無線電報取扱所廃止(八丸丸等)	二







●御除表 三 三六	文部省公告 ●文部省著作教科用図書の出版權 査定のために行う入札公告 ●著作権譲渡登録 三 一五 一七 一八	厚生省公告 ●旧軍関係債権納入告知公告 三 三七	通商産業省公告 ●公示送達 三 四六	運輸省公告 ●鉄道財団用紙閉鎖 二 二六 二六	郵政省公告 ●お年玉つき郵便物の当せん番 号 七 三三	一月発行号外 番号 日 二七 二二 三一 頁 一六 二 四 (その二一八八 三三)

作面積の一部改正

三

三六

一四 (一参照)

三

三六